

入札説明書

野生イノシシ豚熱及びアフリカ豚熱ウイルス検査に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- （１）件名 野生イノシシ豚熱及びアフリカ豚熱ウイルス検査
- （２）業務内容 仕様書のとおり
- （３）契約期間 契約日から令和９年３月末日までの間

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- （１）物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて下記申請場所へ持参し、入札参加資格の随時審査を受けること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課物品班（神戸市中央区下山手通５－１０－１）

電話：０７８－３４１－７７１１（内線 ７５７９４）

- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- （３）一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加の申込み

- （１）提出場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

兵庫県農林水産部畜産課 担当 森、岡田

電話（078）341-7711 内線 74455 FAX（078）362-3632

- （２）提出期間

令和 8 年 7 月 28 日（火）から 8 月 3 日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（持参の場合は正午から午後 1 時までを除く。）

- （３）提出書類

ア 申込書を作成のうえ前記（１）に直接持参又は郵送（簡易書留に限る。）すること。

イ 前記 2（１）の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

- （４）入札参加資格の確認

ア 入札参加資格者の確認基準日は、前記（２）の最終日とする。

イ 申込者の入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和 8 年 8 月 3 日（月）までに申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により通知する。

については、返信用封筒（定形長 3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110 円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

- （５）その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。
 - ア 受付期間
令和8年7月28日（火）から令和8年8月3日（月）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）
 - イ 受付場所 前記3(1)に同じ。
 - ウ 提出書類
 - (ア) 仕様確認
仕様を満たしていることを確認できる標準作業手順書等
 - (イ) 質問
様式は任意だが、回答先の会社名・電話番号・FAX 番号・担当者氏名を記入すること。
 - エ 提出方法 仕様確認：入札参加申込書と併せて提出すること。
質問：持参又はFAXにより提出すること。
 - オ 確認の結果 令和8年8月7日（金）午後5時までに、入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 前記3(1)に同じ
- (2) 日時 前記3(2)に同じ

7 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 兵庫県庁西館1階 小入札室
- (2) 日時 令和8年8月10日（月）午後3時30分
- (3) 前記3(4)イの「一般競争入札参加資格確認通知書」の写しを当日持参すること。

8 入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和8年8月7日（金）午後5時までに前記3(1)の場所に必着すること。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。

- (3) 入札金額は、前記 1 (1) について (3) に示す契約期間全体に係る委託料の総価（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記入すること。
- (4) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
- ア 件名は、前記 1 (1) に示した件名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出し、入札書には入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。
- (5) 落札の決定は、入札書の「入札金額」欄に記載された総価をもってする。
- また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税相当額を除いた金額）を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (6) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 以上の額を、令和 8 年 8 月 7 日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和 8 年 8 月 7 日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和 8 年 8 月 16 日（日）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この場合の業務実績の報告については、別紙「業務実績報告書」を前記 3 (2) で示した、期日までに提出することとし、入札参加の申込みと併せて契約担当者が審査を行い、免除の可否を前記 3 (4) に併せて通知する。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出するとき。

イ 過去 2 年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を前記 3 (2) で示した、期日までに提出することとし、入札参加の申込みと併せて契約担当者が審査を行い、免除の可否を前記 3 (4) に併せて通知する。

ウ 契約金額が 200 万円以下であるとき。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代

理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記1の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日以降（令和8年8月16日）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1) から (8) までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4) 又は (5) に違反して無効となったもの以外の者
- (10) 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
なお、入札書の提出をした者は、入札書に記載する申込内容について、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じることについて承知したものとす。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

19 入札事務担当課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（1号館8階）
兵庫県農林水産部畜産課（電話番号：(078)341-7711 内線74455）